


議員提出議案第4号

平成25年6月2日

逗子市議会議長 塔 本 正 子 殿

逗子市議会議員

岩 宮 幸 治 

同 原 口 洋 子 

同 高 谷 清 彦 

逗子市市民災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市市民災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

逗子市市民災害見舞金支給条例（平成18年逗子市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) その居住する市内の住宅が火災による消火活動により著しい損害を被ったとき。

別表に次のように加える。

第5号（消火活動による損害）	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

(提案理由)

市民災害見舞金について、火災による消火活動により損害を被った場合、当該見舞金の支給対象とし、市民生活の安定と福祉の増進に寄与するに当たり、改正の要あるため提案する。